

第3回定例理事会

9月17日
静岡県・川奈ホテル
出席理事18人・監事2人・特別参与2人

「大きい日遊協の役割」庄司会長

「高射幸性遊技機の取り扱い」合意へ

冒頭、庄司孝輝会長は、最近の大きな課題「高射幸性遊技機の取り扱い」に触れ、「6団体の合意書及び申合せがどうにかまとまる方向」と述べた。合意書及び申合せは翌日(9月18日)の全日遊連理事会で承認され、6団体の合意が成立した。また、同会長は「新台設置と部品交換等の制度化について

ホールは優先的に撤去 メーカーは下取り措置

日遊協の役割が大きくなってきた。もう一つの懸念、IR法案は臨時国会で審議され、パチンコの依存問題についても話が出てくると思う。いろいろな課題が山積しているが、日遊協が中心になって乗り切っていきたい」と述べた。

高射幸性遊技機の取り扱いについての6団体の合意書と申合せは、今回の理事会の時点では「案」として説明され、翌日の全日遊連理事会での承認を受けて正式に成立した。「合意書」の内容は、「6団体(全日遊連、日遊協、日工組、日電協、全商協、回胴遊商)は、のめり込み問題対策として遊技機の射幸性を抑制するため、高射幸性遊技機の取扱いについて下記の通り合意する」とし、①

日遊協、日工組、日電協、全商協、回胴遊商は、全日遊連の決議を支援する

◀あいさつする庄司会長

②メーカー団体がとくに高い射幸性を有すると区分した遊技機については、ホールは優先的に撤去し、メーカーは下取り等優遇措置を講じるものとする

——となっている。全日遊連の決議とは、6月24日の全国理事会での自

主規制「新基準に該当しない遊技機の取扱いについて」を指す。その中で各ホールにおける高射幸性遊技機の設置比率の目標値を、平成27年12月1日を基準日として、パチンコ遊技機は28年12月1日には設置台数の30%以下に、29年12月1日には設置台数の20%以下に、また回胴式遊技機は28年12月1日には設置台数の50%以下に、29年12月1日には設置台数の30%以下にする

と決めており、この目標値実現に向けて他の5団体が支援する」というもの。

日工組63機種71万台 日電協65機種62万台

下取りについては、目標値を達成したとしても高い射幸性の機種が最後まで残るのでは問題なので、メーカー団体がとくに高い射幸性を有すると区分した遊技機について講じる優遇措置となっている。

また、「申合せ」ではもう少し細かい事項に触れ、高射幸性遊技機

について日工組、日電協が区分を行う。日工組は「総獲得遊技球数の期待値が9000個以上、並びに当該メーカーが優先撤去対象と判断した機種」として63機種を挙げ、推定設置台数は約71万台とされている。日電協は「出玉情報2万枚以上の機種」として65機種を挙げ、推定設置台数は約62万台とされている。

次に撤去と優遇措置について、ホールは高射幸性遊技機を検定期間内に優先的に撤去し、各メーカーは下取り等について適切に対処し協力し、下取り価格については、各メーカーが全日遊連に対して提示するとしている。

追加措置として、前項の下取り等の協力が行われない場合及び28年12月1日時点で高射幸性遊技機の撤去が進んでいないと判断される場合は、6団体が協力して実効性のある適切な措置を講じるとしている。

新台設置と部品交換 制度化への規程説明

新台の設置、部品交換等についての統一した制度づくり作業の途中経過として、制度を構成する規程等の体系(案)が示された。制度

化の趣旨は、メーカーが作成する保証書について一貫して責任を持てる体系を構築すること。

大筋で固まりつつある体系として、中心になる「製造業者遊技機流通健全化要綱」、その下に基本

的な取扱い要領を定めた「製造業者遊技機流通健全化要領」、その要領に基づいた「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」がそれぞれ新設される。いずれも日工組、日電協の手で作成され、各文案が

審理中だ。また、設置業者についても関連規程を新設するかどうか検討中だ。

業務委託のシステム 点検確認の資格検討

業務委託の内容は、新台の販売、

新台の運送、新台の設置確認、部品交換という形で仕分けされる。

実施は11月1日が当初の目標だが、体制が整うまで猶予期間が必要との見解が示された。

「くぎ問題」進行に危惧

遊技産業健全化推進機構が行っている遊技機性能調査の8月の調査結果（本誌9月号既報）について、「7月にある程度改善されたと思われた数字が8月に下がっており、心配だ」との危惧が出された。日遊協は7、8月に全国7支部と本部で健全化勉強会を開催し、ホールに改善を呼びかけたが、機構の検査が11月いっぱいまで終了したあと、行政の反応などを考慮しながら新たな勉強会を含めて対応を考えていくことになった。

新台入替と部品交換ルール 部品を2種類に仕分け「特定部品」と「下のランク」

日遊協、日工組、日電協の3団体は9月29日、流通制度の健全化のため新台入替と部品交換等のルールづくりの会議を日遊協会議室で開いた。日遊協から堀内文隆専務理事、篠原弘志特別参与、日工組から筒井公久副理事長、日電協から兼次民喜副理事長ら3団体の幹部及び実務担当者が出席した。オブザーバーとして行政が同席した。

部品交換について、変更承認申請が必要な部品類が「特定部品」とその下のランクの部品との2種類に仕分けされた。特定部品はメーカーまたはメーカーから委託を受けた販社等が点検確認を行わねばならない重要な部品、その下のランクの部品はホールで何らかの資格を持つ者が点検確認を行える部品となっている。

特定部品は、パチンコでは主制御基板、払出制御基板、電源基板、発射制御基板、発射ユニット、ハンドルユニット、受け皿ユニット

（遊技機の性能に影響を及ぼす部品が含まれる場合）、払出ユニット、遊技くぎ、風車、役物その他遊技球と接触する可能性のある遊技盤上の構造物（センターケース、アタッカー、電チュー）の11種。

パチスロでは主基板、サブ制御基板、メダルセレクター、電源ユニット、メダル払出装、メダル払出装接続基板、設定変更装置、スタートレバー、ストップスイッチ、リールユニット、サブ制御基板（メイシ移行後）の11種となっている。

これ以外の部品はホールの有資格者に部品交換作業を任せられる。ホールの有資格者としては、既存

の遊技機取扱主任者をベースにした「遊技機管理員」を新設するが、体制が整うまでの経過措置として現行のホール管理者の活用が考えられている。

日工組、日電協から全体の骨子となる「製造業者遊技機流通健全化要綱」、基本的な取扱いを定める「要領」、この要領に基づいて業務委託を定める「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」等の案文が前回の会議で提出されていたが、このうち要領と規程について部分的な修正が加えられた。また、これらの下部規程となる「遊技機管理員に関する規程」「設置業者登録に関する規程」の新設、「遊技機取扱主任者に関する規程」など既存の関連規程の一部改正が予定されている。

3団体の会議は、これに先立つ同月15日にも行われ、「要綱」などについて協議されている。

新規入会を申請した正会員11社

（ホール1、機械9、販社1）、賛助会員1社の入会を承認した。これで9月17日現在、正会員346社（ホール110、機械77、販売113、景品10、その他36）、賛助会員77社、計422社と団体会員3（同友会、日工組、日電協）となった。（17ページに新規入会会員）